十六、日本楽器製造株式会社に対する件

昭和四十六年（排）第十六号

排除命令

静岡県浜松市中沢町十番一号
日本楽器製造株式会社
右代表者　代表取締役　川上源一

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　日本楽器製造株式会社は、昭和四十五年八月一日から同年十月十日までを期間とし、取引先である小売業者を対象に、「ヤマハゴールデンセール」と称して行なった景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示するとともに、「ヤマハゴールデンセール」の通知を受けた同社の取引先である小売業者に対し同様の趣旨の通知をしなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後その販売する商品のうち、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」別表に掲げる商品の販

売に関し、当該商品を買い受けて販売し、またはこれらの商品を使用して一般消費者に役務を提供する事業者に対し、当該事業者が新たに当該商品の取引を開始するよう誘引する手段として、または当該事業者の当該商品に係る取引高その他取引の状況が同社の定める一定の基準に該当することを条件として、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除き、年十万円をこえる景品類を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、前項の事業者に対し、景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項の規定に基づいて行なった公示および通知について遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　日本楽器製造株式会社（以下「日本楽器」という。）は、肩書地に本店を置き、楽器類、強化プラスチック製造、合板等の製造販売業を営む事業者である。

二　日本楽器は、昭和四十五年五月一日から同年七月三十一日までの期間に同社製の浴槽「ヤマハバス」を三台以上予約し購入した東京地区（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県）および大阪地区（大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、奈良県）の小売業者を対象に、「ヤマハゴールデンセール」と称し、景品類を提供する基準を後記(一)のとおり定め、昭和四十五年八月一日から同年十月十日までの期間に、右基準に従って後記(二)のとおり景品類を提供した。

(一)　同社製品のヤマハバス高級品は一台当り三点、ヤマハバス普及品は一台当り一点、ヤマハバスボイラーは一台当り一点およびセット商品（ヤマハバス普及品とボイラーで一組）は一組当り二点とし、右製品の購入を予約した者に次の基準によって景品類を提供する。

Aコース（ハワイ旅行招待）
二百点以上。ただし、ヤマハバス高級品、ヤマハバス普及品、ボイラーそれぞれ最低二十台を昭和四十五年九月三十日までに購入しなければならない。

Bコース（台湾旅行招待）
百五十点から百九十九点まで、ただし、ヤマハバス高級品、ヤマハバス普及品、ボイラーそれぞれ最低十五台を昭和四十五年九月三十日までに購入しなければならない。

Cコース（東京地区は四国旅行招待、大阪地区は九州旅行招待）
六十点から百四十九点まで。ただし、ヤマハバス高級品、ヤマハバス普及品、ボイラーそれぞれ最低五台を昭和四十五年九月三十日までに購入しなければならない。

Dコース（東京地区は日光旅行招待、大阪地区は東芝トランジスターラジオその他の景品類の提供）
三十点から五十九点まで。

(二) 日本楽器が、前記の基準に該当した小売業者に対して行なった景品類提供の状況は次のとおりである。

Aコース
該当者四十七名を昭和四十五年十一月二十日にハワイ旅行（四泊六日、一人当り経費十四万五千円）に招待した。

Bコース
該当者四十六名を昭和四十五年十一月二十三日に台湾旅行（二泊三日、一人当り経費七万円）に招待した。

Cコース
東京地区の小売業者については、該当者百六名を昭和四十五年十一月十六日に四国旅行（三泊四日、一人当り経費二万八千八

百円）に招待した。

大阪地区の小売業者については、該当者七十四名を昭和四十五年十一月二十六日に九州旅行（一泊二日、一人当り経費一万七千四百七十五円）に招待した。

Dコース

東京地区の小売業者については、該当者七十五名を昭和四十五年十月五日に日光旅行（一泊二日、一人当り経費八千六百八十四円）に招待した。

大阪地区の小売業者については、東芝トランジスタラジオ一C―三一〇（七千三百円相当）、東芝ズボンプレッサーHIP―三〇〇〇（七千円相当）その他の景品類を提供した。

三　しかるに、日本楽器が、相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、年間十万円までであって、日本楽器が提供した前記二の(二)の景品類中、Aコースの景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、日本楽器の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年三月二十六日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男